

○ 業績目標 1-2-2 : デジタルの活用による業務の効率化・高度化

従来の慣行にとらわれることなく、業務の在り方を見直し、デジタルの利点を最大限に活用して、内部事務・外部事務の効率化・高度化を図ります。

<p>業績目標の内容及び 目標設定の考え方</p>	<p>手続や業務のデジタル化により、業務の効率化・高度化を図っていくためには、従来の慣行にとらわれることなく、業務の在り方を不断に見直していくことが重要です。</p> <p>国税庁では、国税総合管理 (K S K) システムの刷新に取り組んでおり、書面中心からデータ中心の業務に移行して集約処理することでより一層の効率化を図っていくことを踏まえ、従来、個々の税務署で行われていた申告書の入力や審査等の内部事務について、専担部署 (センター) で集約処理する「内部事務のセンター化」 (以下「センター化」といいます。) を推進し、効率化された事務量を生かして外部事務等の充実を図るためのインフラ整備に取り組みます。</p> <p>また、税務調査等の際の納税者による追加資料の提出や、国税当局から金融機関に対する預貯金情報の照会などについて、オンライン化を推進し、官民の業務の効率化を図ります。</p> <p>このほか、調査や徴収などの外部事務については、モバイル端末やリモート環境を活用して、業務の効率化・高度化を図ります。</p>
--------------------------------------	---

上記の「業績目標」を達成するための「施策」

業1-2-2-1 : 内部事務のセンター化の推進

業1-2-2-2 : 照会等のオンライン化の推進

業1-2-2-3 : データ活用等による税務執行の効率化・高度化

<p>関連する内閣の基本方針等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」 (令和2年12月25日閣議決定) ○ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」 (令和3年12月24日閣議決定)
----------------------------	---

<p>施策</p>	<p>業1-2-2-1 : 内部事務のセンター化の推進</p>
<p>取組内容</p>	<p>国税庁では、令和3年7月から国税局の組織として「業務センター室 (用語集参照)」を設置し、一部の税務署を対象としたセンター化を実施しています。</p> <p>センター化は、申告書の入力や審査等の内部事務について、効率化・高度化を図るとともに、効率化された事務量を生かして納税者サービスの充実や外部事務 (調査・徴収事務) の充実・高度化を目指す取組です。</p> <p>今後、令和8事務年度における全税務署を対象としたセンター化の実施に向けて、段階的に対象となる税務署を拡大し、その円滑な定着に向けて着実に取り組みます。</p>
<p>定性的な測定指標</p>	
<p>[主要] 業1-2-2-1-B-1 : 内部事務のセンター化の状況</p>	
<p>(令和4事務年度目標)</p> <p>一部の税務署を対象として「内部事務のセンター化」を実施し、内部事務を効率的に集約処理します。</p>	

(目標設定の根拠)	デジタル化を前提に業務の在り方の見直しを行い、内部事務の効率化を実現することが重要であることから、目標として設定しました。
○参考指標 1 「内部事務のセンター化の対象となる税務署数」	
○参考指標 2 「業務センター室における申告書（所得税・消費税(個人)）の入力件数及び処理件数割合」	
○参考指標 3 「業務センター室における申告書（相続税）の入力件数及び処理件数割合」	
○参考指標 4 「業務センター室における申告書（法人税・消費税(法人)）の入力件数及び処理件数割合」	
○参考指標 5 「業務センター室における無申告行政指導（所得税）の件数」[新]	
○参考指標 6 「業務センター室における無申告行政指導（相続税）の件数」[新]	
○参考指標 7 「業務センター室における無申告行政指導（法人税・消費税(法人)）の件数」[新]	

施策	業 1-2-2-2：照会等のオンライン化の推進
-----------	-------------------------

取組内容	<p>申告書の審査や税務調査等を行う過程においては、金融機関に対して預貯金情報の照会を行うことや、納税者に対して資料の提出を求めることがあります。これらの業務については、これまで書面や対面により行われてきましたが、官民の業務の効率化を図る観点から、オンライン化を図ります。</p> <p>預貯金情報については、セキュリティが確保された専用のネットワークを利用して、国税当局からの照会及び金融機関からの回答についてオンラインで実施します。</p> <p>納税者からの資料の提出については、令和4年1月から e-Tax を利用したオンライン提出が可能となりましたが、引き続き利便性の向上に取り組みます。</p>
-------------	---

定量的な測定指標

業1-2-2-2-A-1：オンライン照会可能な金融機関数 [新] (単位：機関)	会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度目標値
目標値						50
実績値					37	

(出所) 長官官房企画課調
(注) 数値は、会計年度末での金融機関数を記載しています。

(目標値の設定の根拠)

金融機関に対する預貯金情報の照会業務のオンライン化を図ることは、官民双方の業務効率化を図る観点から重要であるため、新たに「オンライン照会可能な金融機関数」を定量的測定指標として設定しました。

目標値は、預貯金情報の照会のオンライン化の開始初年度である令和3年度の実績値及び金融機関等との協議状況を踏まえ、50 機関に設定しました。

定性的な測定指標

[主要] 業1-2-2-2-B-1：照会等のオンライン化の状況
(令和4事務年度目標) 預貯金情報の照会及び税務調査等で必要な資料の提出についてオンライン化を図ります。
(目標設定の根拠) 官民の業務の効率化を実現するため、各種業務のデジタル化を図っていくことが重要であることから、目標として設定しました。
○参考指標 1 「オンラインによる預貯金照会において回答までに要した日数（平均）」

施策	業 1-2-2-3：データ活用等による税務執行の効率化・高度化
取組内容	<p>課税・徴収をはじめとした税務執行の効率化・高度化を図るため、データを活用した取組を推進していきます。</p> <p>具体的には、申告漏れリスクの高い納税者の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別等において、AIの活用も含めたデータ分析を活用するほか、書面を前提として行われてきた課税・徴収の業務について、ペーパーレス化を図ります。</p> <p>また、国税職員が納税者の事務所等を訪問した際、持参したモバイル端末から専用回線を通じて国税庁のシステムにアクセスし、納税者のデータを基に必要な分析を行えるよう、専用のモバイル端末の配備を進めるほか、Web 会議システム等を利用したりリモート調査の拡大に向けて、必要な機器・環境の整備を進めます。</p> <p>共有フォルダへのアクセスや電子メールの送受信ができるモバイル端末の配備を拡大し、テレワーク・サテライトオフィスなど効果的な活用を推進することにより、働き方改革にも積極的に取り組みます。</p>

定性的な測定指標	
	[主要] 業1-2-2-3-B-1：モバイル端末の活用の推進[名称変更]
	<p>(令和4事務年度目標)</p> <p>共有フォルダへのアクセスや電子メールの送受信ができるモバイル端末の配備を拡大し、効果的な活用を推進することにより、効率的かつ高度な調査・徴収事務の実施や、テレワーク・サテライトオフィスの推進、Web 会議の積極的活用などによる、働き方改革に取り組みます。</p>
	<p>(目標設定の根拠)</p> <p>セキュリティを確保しつつ、デジタル技術を活用した調査・徴収の効率化・高度化や、モバイル端末の効果的な活用による業務の効率化等に取り組むことが重要であることから、目標として設定しました。</p>
	○参考指標 1 「モバイル端末の配備台数」

今回廃止した測定指標とその理由	
	該当なし
参考指標	参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

業績目標に係る予算額	令和元年度	2年度	3年度	4年度当初	令和4年度行政事業レビュー番号
国税総合管理 (KSK) システム	33,757,794千円	40,566,298千円	(注3) (46,274,358千円)	(注3) (47,255,196千円)	0006
国税電子申告・納税システム	8,271,096千円	10,773,055千円	(注3) (14,244,832千円)	(注3) (12,748,066千円)	0007
合 計	42,028,890千円	51,339,353千円	(注3) (60,519,190千円)	(注3) (60,003,262千円)	/

- (注1) 「実績目標に係る予算額」の表中には、業績目標1-2-2に係る予算額を記載しています。
- (注2) 令和元年度予算については、上記のほか予備費として134,735千円が計上されています。
- (注3) 令和3年度予算から、内閣所管(組織)内閣官房に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」及びデジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

担当部局名	長官官房（総務課、人事課、会計課、企画課、参事官付）、課税部（課税総括課、消費税室、消費税軽減税率制度対応室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）	実績評価実施予定時期	令和5年10月
--------------	---	-------------------	---------